

4. 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応①

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）では、政令で定める事務について、標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することを義務付けるとともに、地方公共団体にガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することを努力義務として規定している。
- **地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化**における、ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行は、基本的に「**重要な変更**」に該当するため、**保護評価の再実施が必要（多くの地方公共団体が、令和6年度中に保護評価を再実施する必要があると想定される。）**。

政令で定める主な標準化対象事務	
① 児童手当 ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ② 子ども・子育て支援 ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業は特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て事業の実施に関する事務 ③ 住民基本台帳 ・住民基本台帳に関する事務 ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務 ・特別永住者の住居地の届出に関する事務 ・個人番号の指定に関する事務 ・住居表示に係る事項の通知に関する事務 ④ 戸籍の附票 ・戸籍の附票に関する事務 ⑤ 印鑑登録 ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務 ⑥ 選挙人名簿管理 ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務 ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務 ⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税 ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務 ⑪ 戸籍 ・戸籍に関する事務 ⑫ 就学 ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務 ・学齢簿に関する事務 ・就学時の健康診断に関する事務	⑬ 健康管理 ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務 ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務 ・予防接種の実施に関する事務 ⑭ 児童扶養手当 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ⑮ 生活保護 ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ⑯ 障害者福祉 ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務 ・福祉手当の支給に関する事務 ・自立支援給付の支給に関する事務 ⑰ 介護保険 ・介護保険に関する事務 ⑱ 国民健康保険 ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務 ⑲ 後期高齢者医療 ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務 ㉑ 国民年金 ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務 ※その他 ①～㉑までの事務に附帯する事務

(1)

(2)

(3)

標準化対象事務 (令和6年3月現在)

○ 左記のうち、下赤線を付記されている事務は、番号法第9条第2項の規定に基づく条例を定めて個人番号の利用を行っている場合を除いて、保護評価の実施は義務付けられない。

保護評価の実施時期

【ガバメントクラウドへの移行に係る内容】

⇒ **ガバメントクラウドに特定個人情報ファイルを含む副本データを移行する前まで**

※ 既存システムに特定個人情報ファイルの原本データがある状態であっても、標準準拠システムへのデータ移行作業において特定個人情報ファイルの副本データをガバメントクラウド上に移行するまでに評価を実施する必要がある。

【標準準拠システムへの移行】

⇒ **システム等を稼働させるサーバー等へのパラメータ設定等の適用を実施する前まで**

※ パラメータ設定等の適用が行われることにより、サーバー等に直接的に変更を加えることとなるため、これをプログラミングに相当するものとして、「特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前」に該当すると考えられます。

出典… 令和6年度改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会（個人情報保護委員会事務局）
 改正特定個人情報保護評価指針等について

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

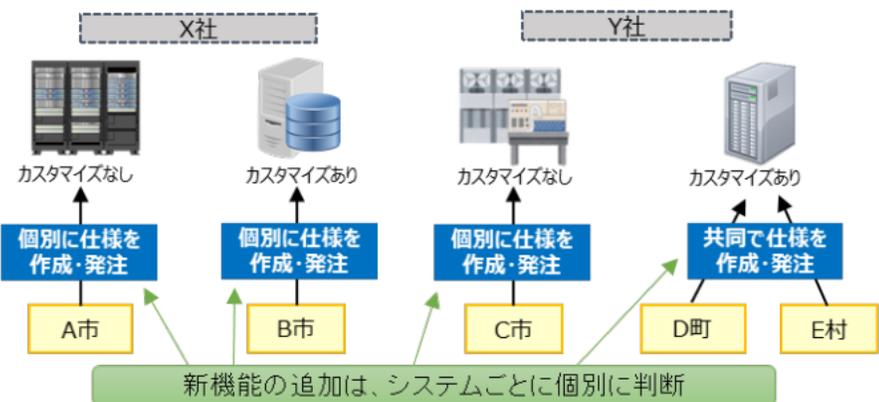
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

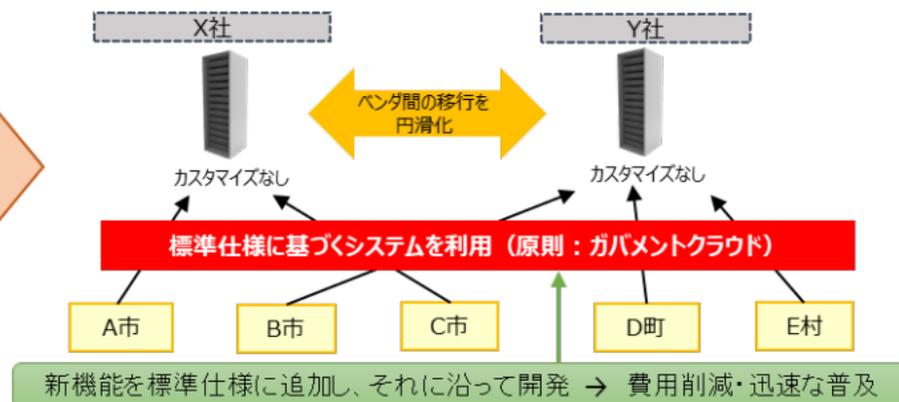
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

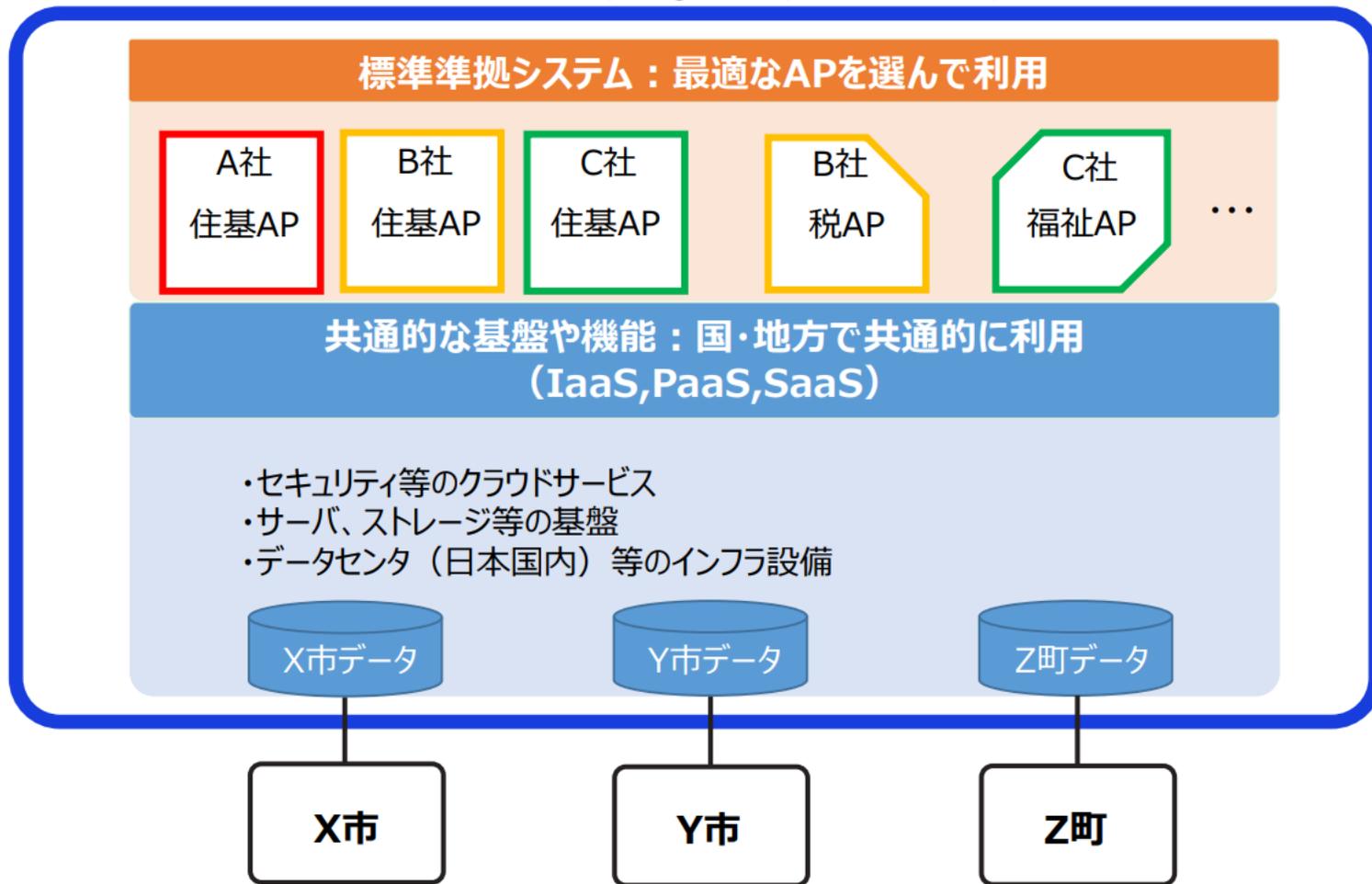
（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

=努力義務

ガバメントクラウド

※2022年度から4社が選定（Amazon Web Services, Google Cloud, Microsoft Azure, Oracle Cloud Infrastructure）



基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果

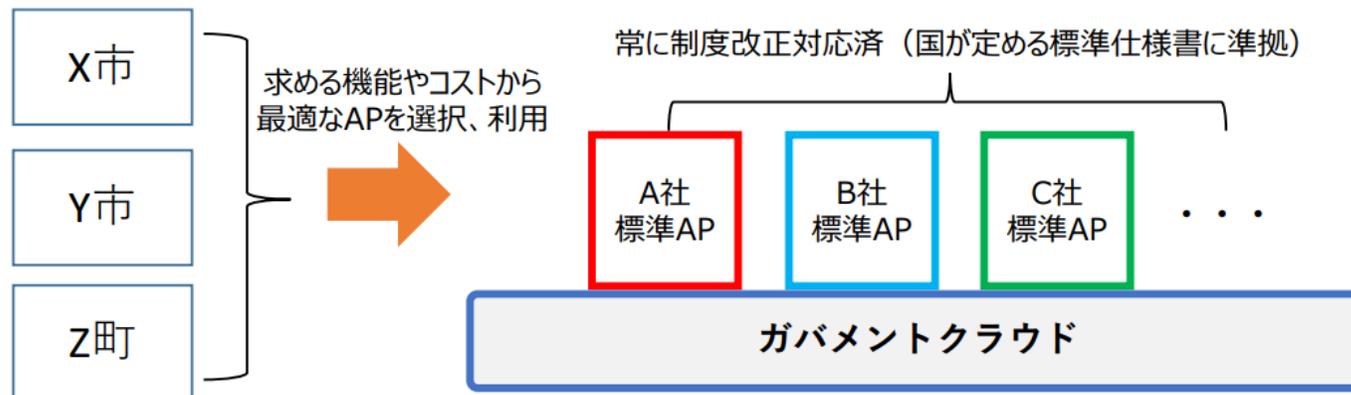
国民

- 全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化。マイナンバーカードも活用しながら、**24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能に!**



自治体

- **制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修等は不要、標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能に!**
- アプリの**共同利用等により、運用経費を削減!**全国共通で使うシステム（申請管理等）もガバメントクラウドで提供し、更に**コストを抑えつつ、簡便に様々な行政サービスを展開可能に!**



国

- データが標準化され、同じ形式で扱えることから、**国・地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリのよりスピーディーな展開が可能に!**

4. 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応④

- 標準準拠システムへの移行に伴う特定個人情報保護評価書の記載内容への影響例は、下表のとおり。
- ただし、下表はあくまで一般的な例であり、**現行システムや標準準拠システムの仕様によって、下表以外の変更が生じることも考えられる**ため、「特定個人情報保護評価指針の解説」Q他-2の内容も参考に、各評価実施機関において適切に保護評価を実施されたい。

＜標準準拠システムへの移行に伴う影響（例）＞

標準化等に伴い生じる取扱いの変更	基礎項目評価書で影響する箇所	全項目評価書で影響する箇所
事務で利用する情報システムの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの名称、機能、他のシステムとの接続
標準準拠システムへの移行（標準仕様に基づく業務運用見直し）に伴う事務のプロセスの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の内容（Ⅰ 1） ・ 特定個人情報ファイルの本人の範囲、記録される項目（Ⅱ 2）
委託先・委託内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先における不正な使用等に対するリスク対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（Ⅱ 4、Ⅲ 4）
システム更改に伴う特定個人情報へのアクセス制限範囲の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外の入手が行われるリスク対策、目的を超えた紐付け ・ 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ・ 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の入手（Ⅲ 3） ・ 特定個人情報の使用（Ⅲ 3）
特定個人情報の提供・移転（記録）の方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の提供・移転（Ⅲ 5）
特定個人情報を取り扱う環境（データの保管場所を含む）の変更（オンプレミス環境からガバメントクラウドへの移行など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の保管・消去（Ⅱ 6、Ⅲ 7）

出典：令和6年度改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会（個人情報保護委員会事務局）
改正特定個人情報保護評価指針等について

4. 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応⑤

- ガバメントクラウドへの移行については、**保護評価の再実施が必要**。
- これは、委託先の事業者に変更がない場合であっても、クラウド事業者が保有・管理する環境にサーバー等が設置されることとなり特定個人情報の保管場所に変更が生じる場合など、クラウドへの移行においては、**改めてリスクを識別・評価し、新たに講じるリスク対策を保護評価書に記載する必要がある**と考えられるため。

<デジタル庁ウェブサイトにおいて公表している記載例>

デジタル庁

ホーム 一般の方 行政・事業者の方 | プレスルーム Global Site

- 特定個人情報保護評価
 - ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について
PDF (200KB) / Word (245KB)
 - 特定個人情報保護評価（全項目評価書）記載例**
PDF (1,219KB) / Excel (656KB)
- 共通機能の標準仕様
- その他の共通事項
 - 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.3版】(ZIP/405KB) (2024年2月)
 - 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針【第1.3版】(ZIP/369KB) (2024年2月)
 - 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン管理 (Excel/28KB) (2024年4月30日時点)
 - 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書改定状況一覧 (Excel/22KB) (2024年4月30日時点)
 - (参考) 全体バージョン管理及び標準仕様書改定状況一覧の運用想定例 (PDF/970KB) (2023年10月27日時点)

<ガバメントクラウドに係る評価書上の記載について>

- ① ガバメントクラウド事業者が提供するクラウド上の基盤及び接続に関する部分については、ガバメントクラウドを調達したデジタル庁が提供する記載例を参考に記載を行う
- ② その上で、これ以外の部分（具体的には、委託に関する項目について、委託先が行うガバメントクラウドへ移行する際のデータ抽出、移行、廃棄に関するリスク対策や、運用管理に係る委託内容の変更など）については、**各地方公共団体において追記を行う必要がある**。



Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く)		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	[]	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等にはクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特に入力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	[]	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

※「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」以外の部分の記載例についても、掲載されています。

出典・令和6年度改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会(個人情報保護委員会事務局) 改正特定個人情報保護評価指針等について